

第 7 号様式（第 8 条関係）

林業・木材産業改善資金県貸付金貸付申請書

林業・木材産業改善資金助成法第 3 条第 2 項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けを実施するため、下記のとおり貸付金を借用したいので、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第 8 条第 3 項の規定により、申請します。

年 月 日

大分県知事 殿

申請者	住所	〒	
	ふりがな		電 話 番 号
	氏名（名称及び代表者名）		（ ）

資 金 コード		借り受けようとする事業費及び申請額			償還期間	償還期間	償還方法	第 1 回目 償還期日 (西暦)				
種目	区分	事業内容	事業費	申請額								
			円	千円	年	年	1 均等年賦 2 一括					
			円	千円	年	年	2 均等年賦 3 一括					
			円	千円	年	年	3 均等年賦 4 一括					
			円	千円	年	年	4 均等年賦 5 一括					
			円	千円	年	年	5 均等年賦 6 一括					

- 1 据置期間は償還期間の内数とすること。
- 2 各林業従事者等から提出のあった借入申込書の写し及び資料等を添付すること。

(融資機関→借受者)
第9号様式(第8条関係)

林業・木材産業改善資金借受者貸付決定通知書

年 月 日

(借受者) 殿

名 称 (転貸融資機関)
代表者名

先に申請のあった林業・木材産業改善資金の貸付けについては、下記のとおり決定したので通知します。

記

貸付決定番号		貸付金額（千円）		資金種類・種目（区分）		事業内容	
償 還 期 間				据 置 期 間		償 還 方 法	
償 還 期 限				年 月 日			
償 還 計 画	償 還 期 日			金額（千円）		残高（千円）	
	第1回	年	月	日			
	第2回	年	月	日			
	第3回	年	月	日			
	第4回	年	月	日			
	第5回	年	月	日			
	第6回	年	月	日			
	第7回	年	月	日			
	第8回	年	月	日			
	第9回	年	月	日			
	第10回	年	月	日			
	第11回	年	月	日			
	第12回	年	月	日			
	第13回	年	月	日			
	第14回	年	月	日			
	第15回	年	月	日			
	計						
連 帯 保 証 人				連 帯 債 務 者			
物的担保				農林漁業信用基金の保証の有無			
借用証書提出期限		年 月 日		資金交付予定日		年 月 日	

第10号様式（第8条関係）

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
名 称
代表者

林業・木材産業改善資金県貸付金支払請求書

年 月 日付け（貸付決定番号： ）で貸付決定の
あった林業・木材産業改善資金県貸付金の貸付けについて、下記のとおり支払を請求します。

記

今回請求額	円
-------	---

振込先：銀 行 名

口座番号

名 義 人

収入印紙
添付欄

貸付決定	番 号	
	年月日	年 月 日

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書

借 入 金 額	償 還 計 画	第 1 回	年	月	日	千円
		第 2 回	年	月	日	千円
		第 3 回	年	月	日	千円
		第 4 回	年	月	日	千円
千円		第 5 回	年	月	日	千円
		第 6 回	年	月	日	千円
		第 7 回	年	月	日	千円
		第 8 回	年	月	日	千円
償 還 期 限		第 9 回	年	月	日	千円
		第 1 0 回	年	月	日	千円
		第 1 1 回	年	月	日	千円
		第 1 2 回	年	月	日	千円
		第 1 3 回	年	月	日	千円
年 月 日		第 1 4 回	年	月	日	千円
		第 1 5 回	年	月	日	千円
		第 1 6 回	年	月	日	千円

本日上記のとおり林業・木材産業改善資金県貸付金を借用しました。ついては、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

平成 年 月 日

大分県知事 殿

名 称

代表者



（借入金の使用）

第1条 債務者（以下「乙」という。注：融資機関）は、大分県（以下「甲」という）から借り受けたこの資金と同額を、 （以下「丙」という）に対し、利率、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同一にして転貸する。

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の各支払期日を含む。以下同じ）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- （1）乙がこの県貸付金を貸付目的以外の目的に使用したとき。
- （2）乙が県貸付金の償還を怠ったとき（丙に転貸した資金の償還を林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第12条第2項において準用する同法第10条の規定により猶予したことにより、乙が県貸付金の償還を償還期日までに行うことができない場合を除く）。
- （3）乙が借受金を借入後速やかに貸付けをしないとき。
- （4）乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入後にこの借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始若しくは再生手続開始の申立てがあったとき。
- （6）乙が支払いを停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- （7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （8）乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかったとき。
- （9）乙が県貸付規程及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （10）その他甲が債権保全状著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第3条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を甲に繰上償還することができる。

（転貸債権の期限前償還及び繰上償還）

第4条 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に債務の期限前償還を請求しようとするときは、あらかじめ甲に通知するものとする。

2 乙は、乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求してその弁済を受けたとき又は丙の任意の弁済を受けたときは、速やかに受領額をこの契約に定める償還期限にかかわらず甲に償還する。

3 甲は、乙が乙丙間の特約に基づき丙に対し債務の期限前償還を請求できる場合には、丙に期限前償還の請求をするよう乙に対し指示することができる。

（経理上の措置）

第5条 乙は、この借入金の使途を明らかにするため、甲の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

（報告）

第6条 乙は次の各号に掲げる場合には、甲の定めるところにより、遅滞なく甲に報告する。

- （1）この借入金の転借により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されることとなったことを知った場合
- （2）乙の住所、名称、資本金若しくは代表者に異動を生じ、又は乙に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- （3）乙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
- （4）上記のほか、乙丙間の特約に基づき兵より報告を受けた場合
- （5）その他甲が指示する場合

（調査）

第7条 乙は、甲の役職員その他甲の委嘱を受けた者が、乙の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物件の調査をすることを承認する。

（弁済充当の指定権）

第8条 乙は丙より受領した弁済金の充当について甲の指示があるときは、それに従うことを承認する。

（違約金）

第9条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第2条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

2 乙は、転貸先丙が林業・木材産業改善資金助成法第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による違約金を支払う。

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違反金を併せて支払うものとする。

4 乙は、乙丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を甲に報告し、甲の指示に従う。

5 乙は、前項により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを甲に引き渡す。

（転貸債権の質入）

第10条 乙は、この借入金債務の担保として、甲の指定に基づき別に締結する質権設定契約により丙に対する転貸債権をそれに付随する担保権と共に甲に質入れし、甲と協力して速やかに第三者対抗要件を整備する。

（事務手数料）

第11条 甲は、毎年度乙に対し事務手数料を支払うものとし、その合計額は、次の計算により算出した金額の合計とする。

- （1）当該年度内に丙に転貸した金額の累計額の1.5パーセントに相当する金額
- （2）当該年度内に返済を受けた丙の償還金の累計額の0.75パーセントに相当する金額
- （3）上記の金額に消費税及び地方消費税を合わせた税率を乗じて得た金額

2 甲は前項の事務手数料等を、乙の請求により翌年度4月30日までに支払うものとする。

3 甲はその責めに帰すべき時由により第1項及び第2項の事務手数料等を第2項の期限に遅延して支払うときは、支払期限の翌日から支払をなす日までの期間について年10.75パーセントの割合をもって計算した過怠金を乙に支払うものとする。

(合意管轄)

第12条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき大分地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第12号様式（第8条関係）

収入印紙
添付欄

貸付決定	番 号	
	年月日	年 月 日

林業・木材産業改善資金借受者借用証書

事業内容						
借入金額	償還計画	第1回	年	月	日	千円
		第2回	年	月	日	千円
		第3回	年	月	日	千円
		第4回	年	月	日	千円
		第5回	年	月	日	千円
千円		第6回	年	月	日	千円
		第7回	年	月	日	千円
		第8回	年	月	日	千円
償還期限		第9回	年	月	日	千円
		第10回	年	月	日	千円
		第11回	年	月	日	千円
		第12回	年	月	日	千円
		第13回	年	月	日	千円
		第14回	年	月	日	千円
年 月 日		第15回	年	月	日	千円

本日上記のとおり林業・木材産業改善資金を借用しました。については、大分県林業・木材産業改善資金貸付規

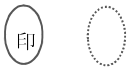
則及び裏面特約条項を承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

平成 年 月 日

(転貸融資機関長) 殿

住 所

(借受者) 氏 名



上記資金の借受につき、下記の者は、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則及び裏面特約条項を承知の上、借受者と連帯して債務の責に任じます。

氏名	印	住所	電話番号
(連帯債務者)			
(連帯保証人)			
(連帯保証人)			
(連帯保証人)			



（期限前償還）

第1条 融資機関：_____（以下「甲」という）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、林業・木材産業改善資金の貸付けを受けた者（以下「乙」という）は、償還期限（分割支払の場合の各期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- （1）乙がこの借受金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- （2）乙が償還金の支払いを怠ったとき。
- （3）乙が借受金を長期にわたり使用しないとき。
- （4）乙がこの資金の借入れに際し、又はその借入れ後にこの借入金債務の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。
- （5）乙につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあったとき又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき。
- （6）乙が支払いを停止し若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は精算に入ったとき。
- （7）乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- （8）乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかったとき。
- （9）この借入金により改良、造成又は取得された施設が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸付けられ、若しくは担保に供され又は公用収容されたとき。
- （10）乙が大分県林業・木材産業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。
- （11）その他甲が債権保全状著しい支障があると認めたとき。

（繰上償還）

第2条 乙は、償還期限にかかわらず借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（報告）

第3条 乙は、事業完了後20日以内に甲に対し事業実施報告書を提出するものとする。

なお、共同で借り受けた場合には、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、確認の確認印を押印すること。

- 2 乙は、この資金の対象事業の遂行が困難となった場合、又は対象事業を変更、中止若しくは廃止する場合は、甲に速やかに報告してその指示に従う。
- 3 乙は、甲の指示するところに従い経営状況その他必要な事項を遅滞なく甲に報告する。
- 4 乙は、次に掲げる場合には、遅滞なく甲に報告する。
 - （1）乙の住所、氏名等に異動を生じ、又は乙、連帯保証人（以下「丙」という）若しくは物上保証人（以下「丁」という）に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
 - （2）丙又は丁の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ又はそのおそれのある場合
 - （3）その他甲が指示する場合

（調査）

第4条 乙は、甲の役職員その他甲の委託を受けた者が、乙の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

- 2 乙及び丁は、甲の役職員その他甲の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

（弁済充当の指定権）

第5条 乙、丙及び丁は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は甲からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、甲に指定権があることを承認する。

（違約金等）

第6条 乙は、支払期日に償還金を支払わなかった場合又は甲の指定する支払期日に第1条の規定により期限前償還すべき金額を支払わなかった場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した延滞に係る違約金を甲に支払う。

- 2 乙は、林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第10条の規定による支払の猶予の申請をした場合において、支払期日を過ぎて猶予しない旨の決定があった場合においても、前項の規定による延滞に係る違約金を支払う。
- 3 乙は、第1条第1号、第3号、第4号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付けの日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違反金を併せて支払うものとする。

（連帯保証人）

第7条 丙は、この契約から生ずる一切の債務につき乙と連帯し、乙と丙との間の契約の如何にかかわらず、これが履行の責めを負う。

- 2 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じる。
- 3 甲は連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれを変更する。

（担保の提供）

第8条 乙又は丁は、別に締結する担保権設定契約に従い、この契約に基づく債務に係る担保の提供が可能となった場合には、速やかにこれを提供するものとする。

（担保の保全）

第9条 乙又は丁は、甲の承認を得ずに、担保として提供した自己の資産を他人に譲渡し、賃貸し、他の債務の担保に供し、又はその現状を変更する等、甲に損害を及ぼす恐れのある一切の行為をしない。

- 2 乙又は丁は、担保として提供した自己の資産の価額が滅失、損傷等の事情により減少したときは、遅滞なくその旨を甲に報告し、その指示に従う。

（担保の追加）

第10条 乙は、甲が担保の追加を必要と認めて要求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

- 2 甲は、担保の変動に関し、乙から請求があり、適当と認めるときは、これに応じるものとする。

（法定代位者の変動）

第11条 乙、丙又は丁は、甲が他の連帯債務者、連帯保証人又は物上保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行っても異議を申し立てない。

- 2 丙又は丁は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第12条 連帯債務者、丙及び丁は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、甲が債権の全額の弁済を受けるまでは、代位によって取得した権利を行使せず、かつ、甲から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で甲に譲渡する。

（担保の処分）

第13条 乙又は丁は、甲が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差引いた残額を、乙の甲に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、乙は、当該残債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条 甲、乙、丙及び丁は、この契約に関する訴訟につき_____を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

林業・木材産業改善資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

大分県知事 殿

名 称

代表者

年 月 日付けで借用した林業・木材産業改善資金県貸付金により、林業・木材産業改善資金貸付け業務を実施したので、大分県林業・木材産業改善資金貸付規則第10条第2項の規定により下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

林業・木材産業改善資金貸付金借受実績

貸付決定番号		貸付決定日	
貸付金額	円	貸付実行日	

(別添)

各林業従事者等から提出のあった林業・木材産業改善資金事業実施報告書の写しを添付